

令和8年9月3日

京都府知事 西脇 隆俊 様

京都府環境影響評価専門委員会

委員長 渡邊 紹裕

乙訓環境衛生組合ごみ処理施設整備事業（仮称）に係る環境影響
評価方法書について（答申）

令和8年5月20日付け8環管第142号で諮問のことについて、別紙のとおり答申します。

別紙

本事業は、乙訓環境衛生組合（以下「組合」という。）がその構成市町である向日市、長岡京市及び大山崎町の区域内で発生する一般廃棄物を処理するため、老朽化した既存の焼却施設に代わり、新たな焼却施設及び粗大ごみ処理施設を同施設隣接地において整備するものである。

本事業において整備される施設の構造や設備の仕様、工事計画等の詳細は、今後の性能発注を経て民間事業者が選定されることで決定するため、現時点では定まっていない。そのため、既存の焼却施設や同等規模施設の状況を参考にした環境保全目標が設定されている。

今後の手続に当たっては、以下の点に留意すべきである。

1 全般的事項

- 準備書以降の手続においては、以下の個別事項に留意し、必要な環境影響評価項目を選定の上、適切に環境影響の調査、予測及び評価を行うとともに、その手法と結果については前提条件や考え方も含めて正確かつ分かりやすく準備書に記載し、周辺住民等の十分な理解が得られるよう努めること。
- 調査、予測及び評価の実施までに定まらない施設の構造や設備の仕様、工事計画等については、各影響要因及び環境要素の区分ごとに最も環境影響が大きくなる条件を設定し、調査、予測及び評価を実施すること。また、今後の事業計画の具体化や現地調査の結果等により新たな影響要因が明らかになった場合は、必要に応じ、選定された環境影響評価項目及び手法を見直した上で、適切に調査、予測及び評価を実施すること。
- 調査、予測及び評価に当たっては、既存施設の稼働・解体と新施設の建設・稼働の各段階の環境影響が重なる時期があることを踏まえ、最も環境影響が大きくなる状況に特に留意すること。
- 事業計画の策定に当たっては、環境への負荷を可能な限り回避・低減することにより、周辺環境に配慮した計画となるよう十分検討すること。

2 個別事項

（1）騒音及び超低周波音・振動

- 環境保全目標については、事業実施区域が市街化調整区域に指定されており、規制基準が設けられていないことから、調査及び予測の結果を踏まえ、適切な目標値を設定した上で評価を実施すること。
- 低周波音・超低周波音の調査に当たっては、その時間による変動に留意するとともに、施設稼働時と停止時との比較を行い、適切に発生源対策の検討を行うこと。

（２）水質

- 建設工事中や解体工事中も含め、工事等による一時的な影響等の影響要因を適切に選定の上、調査、予測及び評価を行うこと。

（３）動物・植物・生態系

- 建設工事中や解体工事中も含め、適切に影響要因を選定するとともに、希少な動植物の分布状況を的確に把握できる調査手法を採用すること。

（４）人と自然との触れ合いの活動の場

- 事業実施区域周辺における人と自然との触れ合いの活動の場の利用状況を把握し、活動の継続に支障がないよう適切な配慮を検討すること。

（５）温室効果ガス等

- 導入する設備の詳細等、温室効果ガス等に係る予測の諸元を最先端の技術及び知見を踏まえて設定するとともに、建設工事や施設の運営を担う民間事業者の取組並びに組合構成市町による収集運搬及び分別回収における取組を踏まえた調査、予測及び評価を実施すること。

（６）埋蔵文化財包蔵地

- 事業実施区域は長岡京跡に含まれるため、既存施設の建設時に確認された埋蔵文化財の状況及び新施設建設時の掘削位置・深度等の計画内容を示した上で、それらを踏まえた対応方針を準備書に記載すること。